

令和2年厚木市農業委員会8月定例総会議事録

日 時 令和2年8月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時40分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長
13番 堀 池 春 夫 (議長)
農業委員
1番 市 川 和 典 2番 松 野 勝
3番 野 口 政 夫 4番 新 藤 悦 子
5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子
7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治
9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進
11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告14件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告21件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告2件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告1件)
- 6 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
- 7 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 8 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 9 議案第39号 新規就農者の認定について (1件)
- 10 議案第40号 農用地利用集積計画の決定について (15件)
- 11 議案第41号 「令和3年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和3年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和2年厚木市農業委員会8月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の三橋澄夫委員と12番の早川暁会長職務代理者をお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、7月11日から8月11日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で5件、6筆、面積は1,434平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で9件、10筆、面積は3,301.24平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、14件、16筆、面積は4,735.24平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、7月11日から8月11日までに受け付け

したもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は16人、農地の所有権を取得された相続人は21人、筆数は68筆、面積は26,733.79平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

農地の所在地は戸田字下沖4筆、登記地目は田及び畑、合計面積は1,981平方メートルの内1,200平方メートルでございます。

貸人は戸田にお住まいのAさん、借人は長谷にお住まいのBさんでございます。

令和2年5月21日付けで借人の都合により合意解約がされ、同年7月31日に農地の引渡しがあり、同日解約通知書が提出されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件でございます。

両案件は関連がございますので、一括して御報告いたします。

1 番の証明願提出者は飯山にお住まいの C さん、2 番の証明願提出者は同所にお住まいの D さんです。

令和 2 年 1 月 17 日、C さんにとって実父、D さんにとって養父である E さんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は温水字上耕地 5 筆、地目は全て田、合計面積は 3,954 平方メートルです。

遺産分割協議により、C さんが各 5 分の 1、D さんが各 5 分の 4 の持ち分で相続しております。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、令和 2 年 8 月 6 日付けで適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は 1 件です。

証明願提出者は相模原市中央区横山 6 丁目にお住まいの F さん、対象地は三田字道神塚 3 筆、登記地目は全て畑、合計面積は 349 平方メートルです。

これらの土地の内、申請地の西側の区域の一部である 277 平方メートルについては、平成 3 年 2 月 28 日付け、転用目的駐車場で農地法第 4 条の転用許可を受けております。

平成 10 年頃、駐車場敷地が東側及び南側に拡張し、利用されておりましたが、平成 22 年の相続発生時に、駐車場敷地として利用されている境界に合わせて分筆され、現在に至っているものです。

平成 3 年の許可時の実測図は、転用許可申請書の文書保存期間である 5 年が経過していることから、現在保存されておらず、許可を得ていない区域の特定ができない状況にあります。

こうしたことから、農地転用許可済みの土地を含み、駐車場敷地となっている土地全体について、証明願が提出されたものです。

平成 23 年度固定資産（土地）評価証明書で雑種地課税されていることが確認できることから、令和 2 年 7 月 20 日に小澤委員立会いのもと現地調査を実施いたしました。

その結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当せず、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第 2 の要件を満たすことから、7 月 29 日付けで非農地証明を

交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は愛甲東三丁目2筆、地目は全て田、合計面積は1,233平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのGさん、受人は同所にお住まいのHさん、親権者Iさんです。

本申請は、農業経営の安定を図るための世帯内の贈与による所有権の移転です。

受人世帯の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては受人の父及び母の2人です。

2番でございます。

対象となる農地は小野字中曽根1筆、地目は田、面積は773平方メートルでございます。

渡人は愛川町角田にお住まいのJさん、受人は小野にお住まいのKさん及び同所にお住まいのLさんです。

本申請は、経営規模拡大のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人、妻及び長男の3人です。

3番でございます。

対象となる農地は三田字五貫田1筆、地目は畑、面積は808平方メートルでございます。

渡人は三田南3丁目にお住まいのMさん、受人は三田1丁目にお住まいのNさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、カキ、クリなどの果樹の利用が予定

されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。
労働力につきましては、本人、妻、長男及び長女の4人です。

4番でございます。

対象となる農地は三田字下川原1筆、地目は田、面積は60平方メートルでございます。

渡人は下荻野にお住まいのOさん、受人は下荻野にお住まいのPさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等。

労働力につきましては、本人のみです。

最後に5番でございます。

対象となる農地は三田字蟹淵1筆、地目は田、面積は1,000平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのQさん、受人は妻田北2丁目にお住まいのRさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び長男の2人です。

以上の1番から5番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在地は三田字根岸下1筆、地目は田、面積は535平方メートルの内361.85平方メートルです。

申請人は三田南3丁目にお住まいのSさんです。

本申請は、農業用倉庫設置のための転用許可申請です。

申請人は、現在の農業用倉庫用地が厚木秦野道路建設により収用されることから、所有する田に近く、利便性の高い当該地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は田、西側は畑、南側は道路、北側は資材置場に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を切土及び盛土し、トラクター及び耕うん機等を収納している既存農業用倉庫部分と同じ高さに揃えた上で砂利敷し、乾燥機及び糞摺り機を収納する倉庫を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック1段から3段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域内にある農用地です。

なお、農用地は原則として農地転用の許可ができませんが、農地法第4条第6項ただし書きの規定により、農用地利用計画において指定された農業用施設はその例外となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 8、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は 4 件でございます。

1 番でございます。

対象となる農地は三田字中川原 1 筆、地目は田、面積は 999 平方メートルです。

受人は千葉県成田市川上の株式会社 T、代表取締役 U さん、渡人は三田にお住まいの V さんです。本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

受人は、一般貨物自動車運送業を営む法人で、現在成田空港内に営業所を設け、航空貨物輸送などの流通業を展開していますが、業務受託量が著しく増加したことから、新たな拠点を探していたところ、首都圏中央自動車連絡道圏央厚木インターチェンジに近く、横浜港からの船舶貨物の受け入れもでき、業務を効率化することができる当該地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び西側は水路、南側及び北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口は西側の水路を暗渠きよにした上、幅 10 メートルのコンクリート舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両 8 台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック 3 段積を新設するほか、東側については緑地帯及びコンクリートブロック 1 段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから 500 メートル以内に位置する第 2 種農地です。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が 500 平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

2 番でございます。

対象となる農地は下依知字中河原 2 筆、地目は田、合計面積は 1,779 平方メートルの内 80.46 平方メートルです。

受人は東京都千代田区神田錦町 3 丁目の W 特定目的会社、取締役 X さん、渡人は金田にお住まい

のYさん及び下依知3丁目にお住まいのZさんです。

本申請は、使用貸借権設定による道路拡幅及び水路移設のための転用許可申請です。

受人は資産の流動化に関する法律に基づく資産流動化計画に従った特定資産の流動化に関する業務を営む法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の規定に基づく物流倉庫を建設するために設立された法人です。

最寄りのインターチェンジから計画中の物流倉庫に至るまで常に道路幅員が9メートル以上であることが、物流倉庫を建設するための要件であることから、計画着手前に道路の拡幅及び水路の移設を行う必要があるため、今回申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側及び南側は田、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、水路を最大2メートル程西側に移設し、暗渠^{きよ}とした上、約6メートルおきにグレーチングを設置、道路幅を9メートル確保する予定となっております。

水路の移設に関しては、地元水利組合と協議を行っていることを確認しております。

農地区分は、依知南地区市民センターから500メートル以内に位置する第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

3番でございます。

対象となる農地は三田字中川原1筆、地目は田、面積は999平方メートルです。

受人は妻田西2丁目の株式会社a、代表取締役bさん、渡人は三田にお住まいのcさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は自動車修理業を営む法人で、現在使用している車両置場の所有者と賃借額で折り合いがつかなくなったことから、新たな車両置場を探していたところ、交通の便が良く必要な面積を確保することができる当該地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び西側は水路、南側は資材置場、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に幅6メートルの暗渠^{きよ}にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両37台分の置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ25センチメートルの土留ブロックを新設するほか、西側は緑地帯及び境界ブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから500メートル以内に位置する第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に4番でございます。

対象となる農地は三田字新田29筆、同字中川原15筆及び同字下川原8筆の合計52筆、地目は田及び畑、合計面積は38,801平方メートルです。

受人は東京都目黒区洗足2丁目の合同会社d、職務執行者eさん、渡人は林4丁目にお住まいのfさんほか30人です。

本申請は、所有権移転による物流倉庫建設のための転用許可申請です。

受人は不動産の所有、管理及び利用並びにその仲介業等を営む目的で、今回、当該地に物流倉庫を建設するため設立された法人です。

工事完了後は、主にg株式会社がタイヤを保管するために利用する計画となっております。g株式会社は、主に乗用車、トラック、バス及び農林業機械等の各種タイヤを製造している法人で、埼玉県上尾市及び静岡県浜松市の配送センターを利用し、関東1都6県にタイヤを配送しております。しかしながら、現在利用している施設の老朽化、保管能力不足等によりコストが増加していることから、首都圏中央連絡自動車道圏央厚木インターチェンジから約1.5キロメートルに位置し、交通の便が良い当該地にタイヤ配送センターを集約し、コストの削減を図るため、今回申請されたものです。

倉庫の管理・運営は、他の物流倉庫管理でも実績のある株式会社hが行い、g株式会社以外には、株式会社i、j株式会社及びk株式会社が倉庫を利用する予定となっております。

申請地の東側、南側及び北側は田、西側は田及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、入口を南側、出口を北側に設け、道路及び水路の付替えを行い、2棟の物流倉庫を建設しようとするものです。

物流倉庫の高さは、東棟が約16.0メートル、西棟が約15.6メートルとなっております。

隣接地等への被害防除措置として、農地に隣接する部分には、コンクリートブロック2段から3段積及びフェンスを新設、その他施設の外周には縁石及び1.2メートルのフェンスを新設するほか、計画面積の25パーセントの緑地帯を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内2箇所に設置する地下雨水貯留槽に貯水し、最終的に敷地内処理及び新設下水道に接続する計画となっております。

敷地内の汚水処理につきましては、敷地内2箇所に設置する浄化槽で処理し、オーバーフロー分が下水道に接続する計画となっております。

また、敷地内2箇所に40トンの防火水槽を設置する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから500メートル以内に位置する第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれですが、日照については西側の田に対し日影図から夏場の日照時間が9時間以上確保できること、通風については緑地帯に植える木の本数を制限する計画であることから、特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和2年8月3日、役員、地元農業委員である松野委員及び小澤委員並びに事務局職員で現地確認を行っております。

関係法令に基づく手続につきましては、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく物流倉庫の建設であることから、関東運輸局に総合効率計画の認定申請を行い、令和2年7月3日付けで認定を受けております。

また、本申請の開発区域の面積が10,000平方メートルを超えておりますので、県の土地利用調整条例及び市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

なお、農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、許可相当と決定された際はネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

<小澤委員>

3番についてですが、当該申請人は、令和元年8月、別の場所で車両置場設置を目的として許可されたものと記憶しております。

しかしながら、その土地については、車両置場として整備した後、使われることなく現在に至っております。

今回、新たな車両置場を設置するという事は、理由として成り立つのでしょうか。

<農地管理係主事>

小澤委員のおっしゃるとおり、本件申請地北側の車両置場は、当該申請者の代表者でありますbさんが代表者である別法人が許可申請をし、令和元年8月23日付けで農地転用の許可がでております。

このことについては、許可権者である神奈川県と協議を行いました。代表者が同一人であっても、別法人である以上、その土地の利用は、本案件の審査に影響を与えないという判断を県からいただいております。

しかしながら、農業委員会事務局としては、本申請に係る許可後の施工及び利用について、十分に注視していくつもりでおります。

<小澤委員>

十分に注意をし、適切な指導をお願いします。

次の4番につきまして、防火設備について説明をお願いします。

<農地管理係主事>

当該物流倉庫については、15万本から20万本のタイヤが保管される計画となっており、市消防本部に確認したところ、火災発生時に速やかに鎮火できるよう泡消防設備を各棟200箇所以上設置することを求めていると聞いております。

また、防火水槽については、開発区域内の2箇所に設置する計画であり、まちづくり条例の手続の中で消防と十分な協議がなされているものと認識しております。

<小澤委員>

分かりました。

当該農地は第2種農地で間違いありませんか。

<農地管理係主事>

当該申請地につきましては、申請地北側の一部が睦合北地区市民センターから500メートル以内に位置しております。

該当する一部の農地以外は第1種農地でございますが、神奈川県審査基準によると、開発区域の一部に第2種農地が含まれる場合、開発区域全体を第2種農地と判断するものであると、神奈川県から教示をいただいております。

<議長>

当該地の北西側の一部が地区市民センターから500メートル内に位置するという点によろしいでしょうか。

<農地管理係主事>

そのとおりでございます。

<難波委員>

開発区域が広く、道路や水路を含んでおりますが、これら道路や水路の取扱いはどのようになっていますか。

<農地管理係主事>

道路につきましては、付替えを行い、開発区域の外周は一般市道となることで、管理者と協議が進んでおります。

水路につきましても、同様に付替えの計画となっており、地元水利組合及び当該地を担当している小澤委員と協議を行うとともに必要な指導をいただいております。

<山川委員>

先般行われた役員及び地元農業委員による現地確認の際に、申請者から当該倉庫の利用者についての明言がありませんでしたが、このことについて説明願います。

<農地管理係主事>

代理人によると、現地確認当日は、利用者名の明言は避けてほしい旨の要望があったということでした。

しかしながら、定例総会における審議においては、利用者を特定できないと審査ができない旨、説明し、利用者名の確認ができましたので、先ほど御説明させていただいたところでございます。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第38号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 8、議案第39号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第39号「新規就農者の認定」について御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

申請者は小野にお住まいの 1 さんです。

今後、安定的な農業経営を図るため、新規就農者認定申請されたものです。

申請者は、公益社団法人mが行う海外農業研修課程の研修を修了しており、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 4 号に規定する基準を満たしております。

また、提出されました申請書から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第 3 条第 2 項に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

耕作予定地は上荻野字上峰谷 3 筆、地目は全て畑、合計面積は2,554平方メートルでございます。

通作距離は10キロメートル、車で20分の距離です。

ナス、ピーマン、チンゲンサイ等の露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は350万円。販路といたしましては、夢未市等の直売所を予定しております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第39号「新規就農者の認定」について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第39号「新規就農者の認定」については、認定することに決しました。

<議長>

続きまして、日程9、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第40号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は15件でございます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、15件、29筆、19,450平方メートルで、その内新規設定は12件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、全てが使用貸借権となっております。

地目別の合計につきましては、田が1件、3筆、1,053平方メートル、畑が14件、26筆、18,397平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻が1件、普通畑が8件、茶が6件でございます。

契約期間別の件数につきましては、全てが3年間でございます。

1番につきましては、先ほど御審議いただきました新規就農者である1さんが利用権を設定するものです。

また、5番から10番までにつきましては、清川村煤ヶ谷にあるn荒茶工場の代表者であるoさんが茶の栽培するため利用権を設定するものです。

1番から15番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第40号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

<議長>

続きまして、日程10、議案第41号『「令和3年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和3年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』についてを議題といたします。

はじめに、本議案についての所管担当理事であります三橋農政担当理事から説明をお願いします。

<三橋農政担当理事>

ただいま議題となりました議案第41号『「令和3年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和3年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』について、御説明いたします。

この意見及び要望につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、令和3年度に向け、農地等の利用の最適化の推進に関する意見、農林業施策及び予算に関する要望として、厚木市長に提出するものでございます。

5月25日に開催いたしました農政対策検討会で決定した意見及び要望の要領に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から、農業生産力の増大、農業従事者の地位向上のため、最適化の推進に関する意見では「農地等利用最適化推進施策について」など3つの大項目、施策予算要望では「都市農業の振興策について」など2つの大項目について、御提案をいただきました。

先般8月6日に農政対策検討会を開催し、取りまとめを行ったものを本日議案として上程させていただきました。

詳細につきましては、事務局からの説明とさせていただきますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

三橋農政担当理事、ありがとうございました。

続けて、事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第41号『「令和3年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和3年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』について、御説明いたします。

三橋農政担当理事から御説明いただきましたとおり、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から御提案をいただき、8月6日の農政対策検討会で取りまとめを行いました。当日御指摘いただいた修正箇所については、8月17日に、三橋農政担当理事及び山川農政副担当理事の御確認をいただいております。

令和3年度に向けた意見・要望を取りまとめるに当たり、昨年度の市の回答から、既に対応がなされ、又は施策化、予算化されており、一定程度成果が出ていると認められるものについては、今年度は意見、要望としての提出を見送り、さらに踏み込んだ対応等が必要なものは継続としております。また、皆様からいただいた御提案は、新規または一部新規として取りまとめております。

はじめに、市長への提出の前文ですが、時系列の進行による修正と文言整理を行っておりますが、昨年度提出の前文と大きな差異はございません。

それでは意見・要望の内容に移りますが、新規意見、新規要望を中心に御説明いたします。

まず、「農地等利用最適化の推進に関する意見」の大項目のⅠ「農地等利用最適化推進施策について」です。

小項目1「農地等利用最適化推進施策について」は、平成30年度に策定された厚木市都市農業振興計画についてです。同計画は、令和4年度に見直しを行うこととされていることから、これまでの施策の進捗状況を検証し、より実効性のある計画とするとともに、地区ごとのアクションプランの早期策定を求める意見となっております。

次に、大項目のⅡ「遊休農地の解消対策について」です。

小項目1「耕作放棄地対策について」の3番は、適切に管理されていない里山が鳥獣被害や病害虫の発生源となっていると考えられることから、里山の適切な管理・保全により、これらの防止策を検討するとともに、丘陵地に存在する狭あい農地の利用促進策の検討を求める意見となっております。

同項目の4番は、中山間地の小規模遊休農地の集約化は困難であることから、市民農園としての活用を検討することを求めるとともに、当委員会が実施する利用状況調査・利用意向調査の結果に基づき、市内全域の遊休農地の市民農園としての活用を検討することを求める意見となっております。

次に、大項目のⅢ「農業の担い手対策について」です。

小項目1「後継者、女性農業者の育成対策について」の1番は、引き続き農業後継者の育成策を充実させるとともに、ボランティアを含む援農について、援農活用希望農家、援農参加希望者の調査を行い、新規就農者の増加につながる施策の検討を求める意見となっております。

続きまして、「農林業施策及び予算に関する要望」の大項目のⅠ「都市農業の振興策について」です。

小項目1「都市農業の推進について」の2番は、都市において多面的な役割を担い、地域生活に密着した農産物の生産や直売所設置が可能な市街化区域内農地を残存させるため、生産緑地所有者に対し、税制面のメリットを含め、特定生産緑地制度の周知徹底を要望するものとなっております。

次に、小項目3「都市農業への理解について」の2番です。

都市化の進展により、新たな住民が既存農家周辺に居を構えたことにより、米の乾燥や糶摺り時の音、ほこりに対する苦情が増えていることから、共同利用する乾燥や糶摺り施設の建設に対する支援策の検討を要望するものとなっております。

次に、小項目4として、新たに「新型コロナウイルスに係る影響について」を項目建てしております。

新型コロナウイルス感染症拡大により、観光農園に減収等の影響が出ることを考えられるため、状況把握を行い、国県の助成が活用できることの周知等、細やかな対応を要望するものとなっております。

次に、大項目のⅡ「鳥獣等による被害防止対策について」です。

小項目1「鳥獣被害対策について」の1番です。

ニホンザルについては、県ニホンザル管理計画等に基づく取組等、施策を講じられているものの、イノシシ、ニホンジカやアナグマ等による被害も発生しており、設置から年数が経過化した広域獣害防止柵の不具合部分の定期的な修繕等と併せ、引き続き被害対策に取り組むよう要望するものとなっております。

最後に、小項目2「ヤマビル等の被害対策について」の1番です。

先ほどの小項目1の1番にも関連するのですが、ヤマビルによる吸血被害対策は、長年にわたり

尽力いただいておりますが、ハイキングコース等にある防護柵の開放部や端部からの野生動物の侵入防除策の検討等、関係機関と連携し、引き続き対策を要望するものとなっております。

なお、継続の意見、要望につきましては、昨年度と同じ内容ではなく、文言等の整理を行っておりますことを申し添えます。

以上となりますが、最適化の推進に関する意見については新規が2項目、一部新規が2項目、継続が5項目の9項目、施策予算要望については新規が3項目、一部新規が2項目、継続が6項目の11項目、合計20項目について、厚木市長に対し、意見及び要望を提出しようとするものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第41号『「令和3年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和3年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第41号『「令和3年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」並びに「令和3年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」』については、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

令和2年8月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
